

那覇市議会告示第1号  
平成22年1月12日

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

那覇市議会議長 金城 徹

- 1 日時 平成22年1月13日（水） 午前10時
- 2 場所 那覇市議会議場（那覇市役所仮庁舎C棟2階）
- 3 事件名 議案第1号 那覇市無防備平和の街づくり条例制定について
- 4 意見を述べる機会を与える請求代表者の数 2人以内
- 5 意見を述べる時間 1人当たり10分以内
- 6 傍聴席 44席